

港南区高齢・障害支援課会計年度任用職員（日額職）募集要項
（高齢者支援担当関連業務）
（令和8年9月1日採用）

1 職務内容

港南区高齢・障害支援課高齢者支援担当の業務にかかる事務補助

（主な業務内容）

- ・ 情報登録事業（ヨコハマあんしん登録）の受付・統計・資料作成業務
- ・ 身体障害者手帳等交付の事務補助業務
- ・ 高齢者の支援に関連する事業の事務補助及び運営補助
- ・ 上記業務及びその他課業務に関連する電話対応
- ・ その他所属長が必要と認める業務

※大規模災害発生時における災害対応業務（基本的に補助的な業務で時間内のみ）

2 応募資格

- (1) パソコンの基本操作（エクセル・ワードなどの入力、端末操作）ができること
- (2) 窓口および電話対応ができること
- (3) 高齢者・障害者福祉に関心があること
- (4) 地方公務員法第16条に定める採用に関する欠格事由に該当しないこと

3 募集人数

1名

4 勤務条件および報酬

任用期間	令和8年9月1日から令和9年3月31日まで
勤務日	週2日～3日
勤務時間	午前10時00分～午後5時00分 （休憩時間 12時00分～13時00分を含む）
休日・休暇	土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）・ 年次休暇等
勤務場所	港南区役所高齢・障害支援課 （横浜市港南区港南4丁目2-10）
給与	基本報酬：日額8,784円（時給1,464円） 通勤費用：実費相当額を別途支給（上限あり） ※報酬額は、公募時点の予定額です。制度改正等により 金額は変更になる可能性があります。
期末手当	なし
社会保険	なし
その他 勤務条件等	横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条 例等の関連規定に基づきます。

5 応募方法

(1) 応募受付期間

令和 8 年 7 月 24 日（金）～ 7 月 30 日（木）【必着】

(2) 書類提出の方法

郵送又は窓口を持参

(3) 提出書類

ア 会計年度任用職員申込書（第 1 号様式）

イ 小論文記入様式

ウ 返信用封筒 1 枚（110 円切手を貼付、宛先に自身の住所・氏名を記入）

(4) 提出先（郵送※または窓口持参）

〒233-0003 横浜市港南区港南 4 丁目 2-10

港南区役所高齢・障害支援課高齢者支援担当（港南区役所 4 階 41 番窓口）

※ 郵送の場合は、封筒の表面に「会計年度任用職員（高齢・障害支援課高齢者支援担当関連業務）応募書類在中」と朱書きし、確実な郵送のため、郵便局で必ず簡易書留扱いにしてください。

※ 窓口持参の場合は、開庁時間内（月～金曜日の午前 8 時 45 分から午後 5 時まで）に提出してください。

6 選考等日程

(1) 書類選考（一次選考）

提出された小論文の選考を行います。

合格者には面接（二次選考）の案内を令和 8 年 8 月上旬に郵送で連絡します。

(2) 面接（二次選考）

令和 8 年 8 月中旬

※面接日時は 1 次選考合格者に連絡します。

(2) 合否（採用・不採用）の通知

令和 8 年 8 月下旬までに郵送で連絡します。電話での回答は行いません。

<提出書類作成時の注意点>

【共通】

- ・必ず指定の様式を使用してください。
- ・提出された応募書類はお返ししませんので、御了承ください。
- ・選考に際してご提供いただいた個人情報については、採用選考及び採用に関する事務以外の目的への使用は一切いたしません。ただし、採用者の個人情報は、人事情報として使用します。

【ア 会計年度任用職員申込書（第 1 号様式）】

- ・訂正については誤りを二重線で消し、正しい内容を記入してください。訂正印は不要です。
- ・証明用写真を貼ってください（縦 4 cm×横 3 cm、カラー、背景無地で被写体の他には何も映り込んでいないもの、3 か月以内に撮影、正面向、無帽、スナップ写真は不可、写真裏面に記名）。

【イ 高齢者支援担当関連業務 小論文等記入様式】

- ・テーマ：行政職員としてどのように（補助）業務に向き合い取組むか

・テーマついて、ご自身の考えを 800 字程度でまとめてください。

7 個人情報の取扱い

提出された書類及びそれに記載された個人情報は、今回の募集・採用の目的のみに使用し、当該書類の行政文書としての保存期間が満了した後、すみやかに破棄します。

ただし、採用された方の個人情報については、任用期間中も雇用管理の目的で使用するものとし、任用終了後は保存期間が満了した後、すみやかに廃棄します。

8 問い合わせ

横浜市港南区高齢・障害支援課 担当：柏田

〒233-0003 横浜市港南区港南 4 丁目 2-10

電話 045-847-8415

※電話の受付時間は午前 8 時45分から午後 5 時までといたします。